

第 1 号 議 案

平 成 2 9 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度亀岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

527,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,298,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年9月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,817,952	千円 6,219	千円 4,824,171
	1 国庫負担金	3,761,867	6,038	3,767,905
	2 国庫補助金	1,032,349	181	1,032,530
16 府支出金		2,698,221	81,336	2,779,557
	1 府負担金	1,457,888	780	1,458,668
	2 府補助金	1,052,066	80,556	1,132,622
20 繰越金		7,514	308,163	315,677
	1 繰越金	7,514	308,163	315,677
21 諸収入		335,628	782	336,410
	6 雑入	287,866	782	288,648
22 市債		4,423,800	131,200	4,555,000
	1 市債	4,423,800	131,200	4,555,000
歳入合計		33,771,000	527,700	34,298,700

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3, 440, 975	千円 253, 234	千円 3, 694, 209
	1 総務管理費	2, 589, 437	245, 739	2, 835, 176
	2 徴税費	353, 909	1, 877	355, 786
	3 戸籍住民基本台帳費	132, 292	5, 618	137, 910
3 民生費		12, 871, 628	20, 503	12, 892, 131
	1 社会福祉費	6, 522, 009	6, 678	6, 528, 687
	2 児童福祉費	4, 872, 013	13, 825	4, 885, 838
4 衛生費		2, 647, 018	448	2, 647, 466
	2 清掃費	1, 248, 435	448	1, 248, 883
6 農林水産業費		1, 227, 408	83, 976	1, 311, 384
	1 農業費	946, 797	83, 155	1, 029, 952
	3 林業費	107, 493	821	108, 314
8 土木費		5, 252, 614	147, 375	5, 399, 989
	2 道路橋梁費	773, 673	10, 300	783, 973
	3 河川費	43, 805	4, 100	47, 905
	4 都市計画費	4, 180, 191	132, 406	4, 312, 597
	5 住宅費	216, 251	569	216, 820
9 消防費		1, 192, 574	907	1, 193, 481
	1 消防費	1, 192, 574	907	1, 193, 481
10 教育費		2, 293, 791	21, 257	2, 315, 048
	1 教育総務費	373, 178	2, 700	375, 878
	2 小学校費	683, 079	7, 667	690, 746
	3 中学校費	269, 865	10, 890	280, 755
歳 出 合 計		33, 771, 000	527, 700	34, 298, 700

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
職員証作成業務委託経費	平成29年度から 平成30年度まで	千円 1,600
脱水汚泥等運搬・ 処分業務委託経費	平成29年度から 平成30年度まで	千円 15,500

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 240,700 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 246,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
河川整備事業	12,700 "	"	"	"	14,100 "	"	"	"
都市計画事業	2,530,900 "	"	"	"	2,654,900 "	"	"	"
計	4,423,800				4,555,000			